

2023年（令和5年）3月29日

法務大臣 齋藤 健 殿

大阪弁護士会

会 長 福 田 健 次

## 勸 告 書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、当会对し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会において慎重に審査した結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

### 第1 勧告の趣旨

平成16年11月16日付け法務省矯保第5794号矯正局保安課長・教育課長通知「矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について（通知）」を改訂し、対象者を、未決勾留により拘禁されている者のうち、少なくとも運転免許が失効してから2年が経過した者まで拡大するよう、勧告する。

### 第2 勧告の理由

#### 1 認定した事実

(1) 申立人から聴取した内容並びに、大阪拘置所及び法務省矯正局からの回答

によって、当会が認定したのは、以下の事実である。

(2) 刑事事件の経過について

ア 申立人は、2016年（平成28年）2月23日に逮捕され（以下、「①事件」という）、同年3月14日、起訴された。

イ 申立人は、同年3月末頃、別の被疑事実で逮捕され（以下「②事件」という）、同年4月9日に起訴された。なお、②事件と①事件は、併合審理された。

ウ 申立人は、同年6月8日に更に別の被疑事実で逮捕され、（以下「③事件」という）、同年6月29日に起訴された。

エ 申立人は、同年8月23日、大阪拘置所に移送された。

以上の上記事件の経過は、後述する。

(3) 矯正施設収容者の運転免許更新手続

ア 道路交通法一部改正（2002年（平成14年）6月1日施行）に伴い、収容中に運転免許が失効して3年が経過した者は、出所後免許を再取得する場合、試験の一部免除が認められず、すべての試験を受験しなければならなくなった。

イ もっとも、円滑な社会復帰のため、確定裁判等の執行として拘禁されている者に対しては、拘禁中に運転免許が失効した場合、矯正施設内で運転免許試験を受験する機会が与えられている（2004年（平成16年）1月16日付け法務省矯保第5794号通知（「矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について（通知）」、以下「本件通知」という。）。

本件通知は、①2001年(平成13年)6月20日以降に新たに矯正施設に入所し、拘禁中に運転免許が失効した者であって、免許失効後、引き続き懲役若しくは禁固の確定裁判(これに併科された罰金刑に係る労役場留置を含む。)又は少年院送致の保護処分の執行として拘禁されている者を対象とし(ただし、例外がある)、②年に一度刑事施設の戒護上支障のない場所か、少年院の被収容者については最寄りの刑事施設に外出させて受験させる、③対象試験は、適性試験と講習、等を内容としている。

そのため、未決拘禁中の者のうち運転免許が失効しても3年が経過しないうちに確定裁判等により拘禁されることになった者は、収容先の刑事施設において本件通知に基づく施設内免許取得再試験を受けることができる。

さらに、道路交通法の規定により、未決拘禁中の者のうち運転免許が失効しても3年が経過しないうちに確定裁判等により拘禁されることがなかった者については、在監等やむを得ない理由がある者で、運転免許証の有効期間が過ぎてから6か月を超えて3年以内で、やむを得ない理由がやんだ日から1か月以内であれば、運転免許試験場において本件通知と同様の試験を受けることができることから(やむを得ない理由があり、運転免許証の有効期間が過ぎてから6か月以内の者も同様)、同試験を受験することができる。

ウ 当会が、大阪拘置所長に対し、本件通知の対象者について照会したところ、大阪拘置所長の回答は以下のとおりであった。

① 未決拘禁者は、本件通知の対象外である。

② 本件通知の対象者は、大阪拘置所を処遇施設とし、かつ、同所内で経理作業を課している懲役受刑者（自所執行受刑者）としている。

エ また、法務省矯正局成人矯正課長に対し、同様の照会を行ったところ、未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、罪証隠滅防止の観点から、同試験を受験させる機会を与えることが刑事施設の管理運営上困難であるなどの理由から、本件通知の対象としていない旨回答があった。

(4) 申立人の運転免許の更新に係るやり取り

ア 申立人は普通運転免許を有していたところ、その有効期限は2018年（平成30年）2月5日であった。

大阪拘置所収容後の申立人の刑事事件の経過と、運転免許の有効期限の関係をまとめると以下のとおりである。

2016年（平成28年）	8月23日	大阪拘置所移送
2018年（平成30年）	2月5日	運転免許有効期限
	2月18日	①②事件第1審判決（懲役6年）
	7月12日	③事件第1審判決（懲役1年）
	10月26日	①②事件上告棄却判決
	10月31日	①②事件判決確定
	11月9日	①②事件につき未決受刑者として服役
2021年（令和3年）	5月上旬	③事件上告棄却判決
	5月末頃	③事件判決確定

イ 2018年（平成30年）1月頃、当時未決拘禁者として大阪拘置所に収容されていた申立人は、居室担当職員に免許の更新を希望する旨申し出たが、対象外とされた。

ウ 2019年（平成31年）1月頃、申立人は、未決拘禁者の地位を有する受刑者として、大阪拘置所に収容されていたところ、職員に対し、再度免許の更新手続を要請した。しかし、対応した職員からは、対象外と告げられた。

(5) 日本弁護士連合会及び大阪弁護士会からの要望

ア 運転免許更新手続に関しては、過去に人権救済の申立てがなされており、大阪拘置所被収容者の運転免許更新手続に関しては、2010年（平成22年）12月7日付で、大阪弁護士会が「判決確定の有無などにより、被収容者相互間で不公平・不平等の結果を生じさせないように、きめ細やかな配慮をされるよう要望する」旨の要望書を執行している。

なお、大阪拘置所によれば、被収容者の運転免許更新手続に係る取扱いに不当な点はないため、上記要望書の執行は参考として受け止めたに留まり、特段の対応はしていないとのことである。

イ また、日本弁護士連合会は、2021年（令和3年）9月22日付で、法務省に対し、「未決勾留により拘禁されている者のうち、少なくとも、運転免許が失効して2年が経過した者に対して、本件通知と同様の試験を受験させることを要望する」旨の要望書を執行している。

## 2 当会の判断

(1) 問題の所在

大阪拘置所長は、本件通知の対象者は、自所執行受刑者に限られるとして、申立人に施設内免許再取得試験を実施しなかったことから、本件通知の対象者が、矯正施設において、確定裁判等の執行として拘禁されている者に限定

され、未決拘禁者が除外されていることの人権侵害性が問題となる。

(2) 未決拘禁者を除外する合理的理由がないこと

ア 刑事手続を経て再び社会復帰し就業するとき有益である運転免許を保持する利益

運転免許は、社会生活上、特に就労場面において重要な資格であり、その再取得には決して軽視できない費用（教習所に通い再取得する場合は、数十万円が必要となる）と労力を要する。とりわけ未決拘禁者や確定裁判等の執行として拘禁されている者が運転免許を有している場合、収容施設を退所後、その運転免許を活用して就労先を確保し、実際に就労することは、円滑な社会復帰のため不可欠といっても過言ではない。

そのため、免許更新期限内に免許を更新したり、仮に更新期間が徒過したとしても一定期間内であれば特別な試験を受験したりすることにより、運転免許を保持する利益は、職業選択の自由や移動の自由（憲法第22条）、幸福追求権（同第13条）により認められるべきである。

イ 未決拘禁者を除外する合理的理由がなく、平等原則に反する

そして、本件通知の趣旨は、運転免許の失効により、出所後の就労先の確保が困難になり、円滑な社会復帰の妨げになることを防止する点にある。

この点、未決拘禁者は、既決を経て実刑に服する場合とは異なり、①逃亡又は罪証隠滅の防止という未決勾留の目的のために、必要かつ合理的な範囲において、身体的自由及びそれ以外の行為の自由に制限を受け、また、②刑事施設内の規律及び秩序の維持上、放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が認められる場合には、かかる障害発生の防止の

ために、必要な限度で身体的自由及びそれ以外の行為の自由に合理的な制限を受けるが、他方、③当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障される立場にある（最高裁判所昭和45年9月16日大法廷判決、同昭和58年6月22日大法廷判決等参照。）。

それゆえ、未決拘禁者は、一般市民として、免許更新期限内に免許を更新したり、仮に更新期間が徒過したとしても一定期間内であれば特別な試験を受験したりすることによって、免許失効を防げるよう可能な限り保護されるべきである。

本件通知による措置によって、確定判決の執行により「拘禁されている者」については、少なくとも更新期間が徒過したとしても一定期間内であれば、施設内免許取得再試験により免許失効を防ぐことができるのに対し、一般市民としての自由を保障される立場にある未決拘禁者が、確定判決等の執行として「拘禁されている者」ではないという理由によって、それらの者に認められている免許失効防止措置を実施されないことには、合理的理由を見いだすことができない。

さらに、現に実施されている少年院の被収容者に対する措置と同様に、未決拘禁者についても、外部の刑事施設等で受験させることは不可能でないはずである。

したがって、未決拘禁者であることのみをもって、本件通知と同様の試験を受験させないことは、平等原則（憲法第14条）に反するといわざるを得ない。

### (3) 結論

以上により、本件通知の対象者から未決拘禁者を除外することに合理的理由はない。

## 3 上記判断を踏まえた結論

運転免許の更新手続に関しては、運転免許の有無が、本人の社会復帰に際し重大な影響を及ぼすもので、本件通知そのものを改訂しない限り、抜本的な解決には至らないこと、第2、1、(5)記載のとおり、2010年（平成22年）には大阪弁護士会、2021年（令和3年）には日本弁護士連合会からそれぞれ要望が出されていることを踏まえ、法務省に対して本件通知の改訂を求める勧告との結論を選択することとした。

そして、本件通知に基づく施設内免許取得再試験が、年に1回しか実施されていないことから、未決勾留中の者のうち、少なくとも運転免許が失効して2年が経過した者を、本件通知の対象に含めることが妥当と判断した。

以上